【FdData 中間期末：中学歴史】

[班田収授法と税制・墾田永年私財法]

◆パソコン・タブレット版へ移動

[班田収授法]

[問題](要点把握)

次の下線部 A～F で誤っているものを 2 つ選び，正しい語句に直せ。

律令制度のもとでは，A 公地・公民の原則に従って，B6 年ごとにつくられる C 戸籍にもとづいて，D12 歳以上のすべての人々に性別や良民・賤民という身分に応じて E 口分田が与えられ，その人が死ぬと国に返すことになっていた。この制度を F 班田収受法という。

[解答]D6 歳以上，F 班田収授法
※出題頻度：「班田収授法◎」「戸籍△」「6 歳以上○」「口分田◎」「次の家族の場合, 何人に口分田があたえられるか◎」

[問題](1 学期中間)
　律令制度のもとでは，6 歳以上の男女に一定の面積の田を支給し，死ねば返させた。
①この田を何というか。②このような制度を何というか。③また，次の家族の場合，何人に①の田があたえられるか。
[父 38 歳　母 35 歳　男子 15 歳
　男子 9 歳　男子 1 歳　女子 12 歳
　女子 7 歳　女子 4 歳]
[解答]① 口分田　② 班田収授法
③ 6 人

[問題](2 学期期末)

次の資料は奈良時代の戸籍をもとに，ある一家の構成を図式化したものである。後の各問いに答えよ。

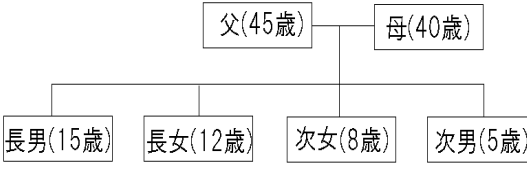

(1) 班田収授法により与えられる田を何というか。

(2) 資料の一家で，(1)の田が与えられる対象者は何人か。

(3) 資料の一家に与えられる(1)の田の合計の広さは何段か。ただし，男子には 2 段，女子にはその 3 分の 2 が与えられる決まりになっていた。

[解答](1) ロ分田　(2) 5 人　(3) 8 段

[問題](後期期末)

次の文章中の①～⑥に適語を入れよ。

律令政治のもとでは，(　①　)年ごとに(　②　)がつくられ，人々は良民または(　③　)民として登録された。これにもとづいて，(　④　)歳以上のすべての人に(　⑤　)田が与えられ，死んだあと，国に返すという(　⑥　)法という制度が行われた。

[解答]① 6　② 戸籍　③ 賤　④ 6
⑤ 口分　⑥ 班田収授

[問題](1 学期中間)

　班田収授とはどのような制度か。「6 歳以上の男女」という語句を用いて答えよ。

[解答]6 歳以上の男女に口分田を与え, 死ぬと国に返させる制度。

[租・庸・調・防人]

[問題](要点把握)

次の下線部 A〜J で誤っているものを 2 つ選び，正しい語句に直せ。

班田収授法によって口分田があたえられたが，収穫量の A 約 3%の稲を納める B 租という税が課せられた。このほかに，良民の成人男子には，都まで運んで納める C 用(労役のかわりに D 布を納める)や E 調(絹，糸，真綿，地方の F 特産物を納める)という税や，G 雑徭という労役が課せられた。このほか，国司が 6 歳以上の男女に強制的に稲を貸し付け，高い利息を取る H 公出挙も行われていた。さらに，I 九州北部の防衛を行う J 防守などの兵役の義務が課された。

[解答]C 庸，J 防人

※出題頻度：「租(3%)◎」「庸(労役のかわりに布)◎」「調(特産物など)◎」「雑徭△」「公出挙△」「防人(九州北部の防衛)◎」

[問題](1 学期中間)

奈良時代の税制について，次の各問いに答えよ。

	内　　容
租	稲の収穫の(　①　)%を納める。
調	絹，糸，真綿，地方の(　②　)を納める。
庸	労役のかわりに(　③　)をおさめる。
防人	(　④　)北部の海辺の警備。

(1) 表の①～④にあてはまる語句を，次の[　　]からそれぞれ選べ。

[1　3　5　10　稲　布　特産物　近畿　東北　九州]

(2) 租，庸，調のうち成人男子に課せられ，都まで運んで納める義務のあったものをすべてあげよ。

[解答](1)① 3　② 特産物　③ 布
④ 九州　(2) 庸，調

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

(1) 農民たちは収穫量に応じて稲を税として納めていたが，この税を何というか。

(2) (1)の税は収穫量の約何%であったか。

(3) 絹，糸，真綿，地方の特産物を納める税を何というか。

(4) 労役の代わりに布(麻布)を納める税を何というか。

(5) 年に 60 日以内, 地方での労役に従う税を何というか。

(6) 農民たちは米がなくなると国司などから稲を借りてしのいだが，高い利息をつけて返さなければならなかった。のちに強制的に貸し付けられるようになったこのような負担を何というか。

(7) 防人とは，どのような任務についた人のことをいうか。「九州北部」という語句を使って説明せよ。

[解答](1) 租　(2) 約 3%　(3) 調
(4) 庸　(5) 雑徭　(6) 公出挙
(7) 九州北部の防衛の任務についた人。

[農民の苦しみ]

[問題](2 学期中間)

　次の文章中の①，②に適語を入れよ。

　奈良時代の農民にとって租・庸・調・雑徭などの税や兵役の義務は限度を超えた負担であった。この当時の戸籍では，記載された男と女のうち(　①　)の数が圧倒的に多いが，これは男子のみに課せられる庸・調・雑徭・兵役をまぬがれようとして偽って申告したためである。また，万葉集におさめられている「から衣すそに取りつき　泣く子らを　置きてぞ来ぬや　母なしにして」という(　②　)の歌は，農民の苦悩を表している。

[解答]① 女　② 防人
※出題頻度:「男を女と申告して男子のみに課せられる庸・調・雑徭・兵役をまぬがれようとしたため○」「万葉集の防人の歌△」

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。④は(　　)内から適語を選べ。

朝廷は戸籍にもとづいて班田収授を行い，戸籍に登録された 6 歳以上のすべての人々に(　①　)をあたえたが，同時に，租・庸・調などの重税や兵役の義務を課したため，重い負担にたえかねて，逃亡する農民も少なくなかった。(　②　)という和歌集に収録されている「から衣すそに取りつき　泣く子らを　置きてぞ来ぬや　母なしにして」という(　③　)の歌からもこうした農民の苦悩を感じ取ることができる。また，このころの戸籍を見ると④(男／女)の字が多いが，これは，男を女と申告して男子のみに課せられる庸・調・雑徭・兵役をまぬがれようとしたためである。

[解答]① 口分田　② 万葉集　③ 防人　④ 女

[問題](1 学期中間)

右の表は奈良時代のある 2 つの郡の戸籍に登録された人口である。

	A 郡	B 郡
男	15 人	32 人
女	46 人	72 人

「女」の数が異常に多くなっているが，その理由を「庸，調，雑徭，兵役」という語句を使って答えよ。

[解答]庸，調，雑徭，兵役などは男子のみに課せられていたから女といつわってこの負担を免れようとしたため。

[墾田永年私財法]

[問題](要点把握)

次の下線部A〜Gで誤っているものを2つ選び，正しい語句に直せ。

奈良時代，A人口が増加したので口分田が不足するようになった。そこで，723年にはB三世一身法を出し，人々が新しく開墾した土地は，一定期間私有を認めることにした。しかし，あまり開墾が進まなかったため，743年にC墾田永久私財法という法律を出して，D新しく開墾した土地は永久に私有してよいことにした。この法律が出されると，E貴族や大寺院や郡司は，周りの農民を使って開墾を進め，広い私有地をもつようになった。これがF荘園の始まりである。こうして，G公地公民の原則がくずれた。

[解答]C 墾田永年私財法，F 荘園

※出題頻度：「人口増で口分田が不足△」「三世一身法△」「墾田永年私財法◎」「新しく開墾した土地の私有を認める△」「貴族や大寺院や郡司が開墾を進める△」「荘園◎」「公地・公民の原則がくずれた○」

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

奈良時代，人口増加により(　①　)田が不足するようになった。そこで，723年には三世一身法を出し，人々が新しく開墾した土地は一定期間私有を認めることにした。しかし，あまり開墾が進まなかったため，聖武天皇は 743 年に(　②　)法を出して，新しく開墾した土地は永久に私有してよいことにした。(②)法が出されると，貴族や寺院や郡司は，逃亡してきた農民などを使って開墾を進め，広い私有地をもつようになった。これが(　③　)の始まりである。(②)法によって土地の私有を認めた結果，(　④　)の原則はくずれることになった。

[解答]① 口分　② 墾田永年私財
③ 荘園　④ 公地・公民

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

(1) 723 年，新しく開墾した土地は一定期間私有を認める法律が出された。何という法律か。

(2) (1)の法律が出されたのはなぜか。「人口」「口分田」という語句を使って簡単に説明せよ。

(3) 743 年，新しく開墾した土地は永久に私有を認める法律が出された。何という法律か。

(4) (3)の法律によって，開墾を熱心に行ったのはどういう階層か，2 つ答えよ。

(5) (4)のような階層が開墾した，広い私有地は後に何と呼ばれるようになったか。

(6) (3)の法律によりくずれていくことになった原則は何か。

[解答](1) 三世一身法　(2) 人口が増加したことで口分田が不足したから。
(3) 墾田永年私財法　(4) 貴族，大寺院(郡司)　(5) 荘園　(6) 公地・公民(の原則)

[問題](後期期末)
墾田永年私財法の内容を「開墾」という語句を使って説明せよ。

[解答]新しく開墾した土地は永久に私有を認めた。

[問題](2 学期中間)

墾田永年私財法が出されたことで，その後社会はどのように変化したか。「貴族や大寺院」「私有地」「公地・公民」という語句を用いて説明せよ。

[解答]貴族や大寺院は開墾を進めたが，私有地を認めたことで公地・公民の原則がくずれていくことになった。

【各ファイルへのリンク】

社会地理

[世界 1]　[世界 2]　[日本 1]　[日本 2]

社会歴史

[古代]　[中世]　[近世]　[近代]　[現代]

社会公民

[現代社会]　[人権]　[三権]　[経済]

理科 1 年

[光音力]　[化学]　[植物]　[地学]

理科 2 年

[電気]　[化学]　[動物]　[天気]

理科 3 年

[運動]　[化学]　[生殖]　[天体]　[環境]

【FdData 中間期末製品版のご案内】
このPDFファイルは,FdData 中間期末を PDF 形式(スマホ用)に変換したサンプルです。製品版の FdData 中間期末は Windows パソコン用のマイクロソフト Word(Office)の文書ファイル(A4 版)で,印刷・編集を自由に行うことができます。
◆FdData 中間期末の特徴
中間期末試験で成績を上げる秘訣は過去問を数多く解くことです。FdData 中間期末は,実際に全国の中学校で出題された試験問題をワープロデータ(Word 文書)にした過去問集です。各教科(社会・理科・数学)約 1800～2100 ページと豊富な問題を収録しているため,出題傾向の90%以上を網羅しております。
FdData 中間期末を購入いただいたお客様からは,「市販の問題集とは比べものにならない質の高さですね。子どもが受け

た今回の期末試験では，ほとんど同じような問題が出て今までにないような成績をとることができました。」,「製品の質の高さと豊富な問題量に感謝します。試験対策として，塾の生徒に FdData の膨大な問題を解かせたところ，成績が大幅に伸び過去最高の得点を取れました。」などの感想をいただいております。

◆サンプル版と製品版の違い

ホームページ上に掲載しておりますサンプルは，製品の全内容を掲載しており，どなたでも自由に閲覧できます。問題を「目で解く」だけでもある程度の効果をあげることができます。しかし，FdData 中間期末がその本来の力を発揮するのは印刷ができる製品版においてです。印刷した問題を，鉛筆を使って一問一問解き進むことで，大きな学習効果を得ることができます。さらに，製品版は，すぐ印

刷して使える「問題解答分離形式」，編集に適した「問題解答一体形式」，暗記分野で効果を発揮する「一問一答形式」(理科と社会)の 3 形式を含んでいますので，目的に応じて活用することができます。

FdData 中間期末の特徴(QandA 方式)

◆FdData 中間期末製品版の価格

社会地理，歴史，公民：各 7,800 円

理科 1 年，2 年，3 年：各 7,800 円

数学 1 年，2 年，3 年：各 7,800 円

ご注文は電話，メールで承っております。

FdData 中間期末(製品版)の注文方法

※パソコン版ホームページは，Google　などで「fddata」で検索できます。

※Amazon でも販売しております。

（「amazon　fddata」で検索）

【Fd 教材開発】電話：092-811-0960

メール： info2@fdtext.com